⑸　旧日本育英会から承継した学資金に係る貸倒損失に係る未収財源措置予定額

旧日本育英会から承継した学資金に係る貸倒損失に対しては、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令附則第３条の規定により文部科学大臣が決定した額（17,519,277,701円）から毎期補助金により財源措置された額を控除した額を残高として未収財源措置予定額として計上しております。

⑹　貸倒引当金見積方法の変更により追加で計上される旧債権の貸倒引当金繰入額に係る未収財源措置予定額

「奨学金に係る債権の自己査定に関する細則（平成21年３月16日）」の制定に伴い、追加で計上される旧債権に係る貸倒引当金繰入額に対しては、独立行政法人日本学生支援機構法第23条の規定及び中期計画に計上されている回収不能債権補填金により、平成20年度決算の損失処理において第二期中期目標期間に繰越がなされる金額及び国庫納付がなされる金額を控除した積立金残額では当期総損失を処理できないものと計算される額（22,173,611,784円）について財源措置されることが明らかであることから、同額を未収財源措置予定額として計上しております。

８．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

近隣の地価や賃借料を参考に計算しております。

⑵　無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用の計算に利用した利率

当事業年度に行った通常の資金調達に係る約定利率の加重平均値0.154％で計算しております。

９．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

Ⅱ　重要な債務負担行為

該当ありません。

Ⅲ　重要な後発事象

学資を支給する業務を追加するため、平成29年３月31日付けで独立行政法人日本学生支援機構法が改正されました。これにより、当該業務については、平成29年度より学資支給基金に係る勘定を新規に設置し区分経理を行うこととなりました。

Ⅳ　減損会計関係注記

１．減損の認識

①　減損を認識した固定資産の概要　（単位：円）

用　途	資産名称	種類	場　所	28年度末帳簿価額（減損後）	減損額のうち損益計算書に計上した額	減損額のうち損益計算書に計上していない額
職員宿舎	百合ヶ丘第１宿舎	建物	神奈川県川崎市麻生区東百合丘	10	0	13,868,085

注）帳簿価額は、平成29年３月31日現在の帳簿価額を掲記しております。

②　減損の認識に至った経緯

居住性の劣悪さによる利用率の低下を勘案し、平成29年３月31日より閉鎖しました。

なお、減損額のうち損益計算書に計上した金額はありません。

２．減損の兆候

①　使用しないという決定を行った固定資産の概要

用　途	資産名称	種　類	場　所
留学生宿舎	札幌国際交流会館	建物、構築物、工具器具備品	北海道札幌市豊平区豊平６条
留学生宿舎	金沢国際交流会館	建物、構築物、工具器具備品	石川県金沢市もりの里

②　使用しなくなる日

・札幌国際交流会館、金沢国際交流会館

譲渡・廃止の時期は、今後譲渡交渉を進める中で決まっていくこととなります。

③　使用しないという決定を行った経緯及び理由

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「現在、売却見込みの立っていない国際交流会館等については、留学生交流の場としての活用も含め、経済性を勘案しつつ総合的に処理方針を検討し、平成26年夏までに結論を得る」とされたことを受けて、平成26年８月に「留学生30万人計画実現に向けた留学生の住環境支援の在り方検討会有識者会議」の議論を踏まえ、「「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）平成26年度フォローアップ結果」（平成26年８月29日内閣官房行政改革推進本部事務局）の中で、東京国際交流館および兵庫国際交流会館については、「機構が引き続き保有し、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用する」、札幌・金沢・福岡・大分各国際交流会館については、「これまでどおり地方公共団体や大学等との売却交渉を進める」とされました。

このことを受けて、当機構では、大分国際交流会館については平成28年３月に、福岡国際交流会館については、平成28年６月に売却を行いました。なお、札幌及び金沢の各国際交流会館については使用しないという決定に変更はなく、譲渡に向けて引き続き業務を進めているところであります。

④　使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

札幌及び金沢の留学生宿舎（当事業年度末帳簿価額：建物等1,033,760,794円）については、譲渡・廃止の時期が個別に決定するまでは回収可能サービス価額及び減損額の見込額を算出することができません。

Ⅴ　金融商品の時価等の開示に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当法人は、奨学金貸与事業を実施しております。この業務を実施するため、一般会計借入金、特別会計借入金、財政融資資金、金融機関からの借入及び財投機関債の発行により資金を調達しております。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク

当法人が保有する金融資産は、個人に対する貸付金であり、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は国債、地方債及び譲渡性預金であり、満期保有目的で保有しております。

借入金及び財投機関債は、市場の混乱等により、当法人の資金調達が困難となる等の流動性リスクに晒されております。

⑶　金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスクの管理

当法人は、当法人の奨学規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸付金について、信用情報管理、問題債権への対応など債権管理に関する体制を整備し運用しております。これらの債権管理は、奨学金事業部門により行われ、また、定期的に経営管理会議やリスク管理委員会等を開催し、審議・報告を行っております。

②　金利リスクの管理

予め法令又は業務方法書等により定められた方法により利率を決定しております。

③　資金調達に係る流動性リスクの管理

当法人は、主務大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。